

【 秋田県外の国公立高等学校等在籍者用 】

**奨学給付金の申請手続きについて**  
**(家計急変による申請)**

**○対象となる世帯**

令和2年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯

- (1) 保護者等が秋田県内に住所を有していること。
- (2) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯であること。
- (3) 生活保護（生業扶助）を受給していないこと。
- (4) 生徒が高等学校等に在学していること（平成26年4月1日以降に入学した者に限る。）。

**○提出書類**

①	<input type="checkbox"/>	・ 奨学給付金受給申請書（様式1-3）
②	<input type="checkbox"/>	・ 家計急変の発生事由が分かる書類 離職票・雇用保険受給資格証、解雇通告書、 破産宣告通知書、廃業等届出など
③	<input type="checkbox"/>	・ 家計急変前と家計急変後の収入がわかる書類 家計急変前・・・課税証明書の写しなど 家計急変後・・・会社作成の給与見込み、直近の給与明細、 税理士又は公認会計士の作成した証明書類など
④	<input type="checkbox"/>	令和2年7月1日現在、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる場合 ----- ・ 扶養申立書（様式） ・ 扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 扶養親族分の健康保険証の写し、 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
⑤	<input type="checkbox"/>	・ 振込口座届（様式10） 口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。 ・ 通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義がわかる部分

⑥	□	<p>・ <b>在学証明書（様式 2 又は学校所定の様式）</b>          在籍している学校から証明を受けてください。</p>
---	---	--

- ・ 災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象となりません。
- ・ 収入見込額には、退職金、失業手当は含めません。
- ・ 確認のため上記の書類のほかに提出をお願いする場合があります。

**○提出期限** 令和 2 年 8 月 3 1 日（月）（必着）

ただし、提出期限後に家計が急変したことにより申請を希望する場合には、担当係まで電話連絡の上、手続き方法等を御確認ください。

なお、その場合の今年度分奨学給付金については、最終の提出締切日を令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）（必着）とします。

**○提出先** 〒 010-8580

秋田県秋田市山王三丁目 1 - 1

秋田県教育庁高校教育課 調整・企画班

TEL 018-860-5161

FAX 018-860-5808

※郵送又は直接持参で提出してください。

**○給付方法** 給付が決定した場合には、届けのあった口座に振り込みます。

（10月頃を予定・・・8月31日まで提出分）